

議長（黒沢義久君） 次，20番小林英機君の発言を許します。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番（小林英機君） 20番小林英機でございます。発言通告順に従いまして、一般質問をいたします。

まず最初に、小中学校のバス借り上げについて。

1、教育委員会の所見について。教育委員会の会議は、定例会と臨時会に分かれ、定例会は毎月第3月曜日となっております。7月、8月の定例会は開かれたと思いますが、小中学校のバス借り上げにおいてどのようなことが話し合われたのか、ご所見をお願いいたします。

2として、6月定例会における小中学校のバス借り上げについて。同僚議員の質問に対し、一部資格のない業者がいて、その件については市の顧問弁護士と相談する旨の総務部長のご答弁がありました。その後どのようなようになったのか、ご答弁をお願いいたします。

3として、平成19年度のバス借り上げは、各学校の判断で業者を選定していたとのことですが、常陸太田市物品調達等審査会において有資格者が決定され、その名簿が教育委員会に送付され、さらにそれが各学校に通知をされていれば、業者の不正または不誠実な行為というのは避けられたと思います。バス代金の額は一般的には高額ではありませんが、道路運送行為を伴うものであり、児童生徒の生命、身体の安全を図るために、今後は契約管財課で厳重な資格者チェックをし、再発防止を図るべきものと考えますが、副市長のご所見をお願いいたします。

4、無資格業者による行政処分について。さきの無資格業者による行政処分がなされたと同っております。事実の概要及びその理由についてお伺いをいたします。

5として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第9号は、児童生徒の安全にすることが教育委員会の権限とされております。そして第25条は、教育委員会及び地方公共団体の長は、児童生徒の安全に関する事務について法令に準拠しなければならないと規定しております。ここから、教育委員会及び地方公共団体の長は、児童生徒の安全について法令に準拠した配慮義務が発生するものと考えます。無資格業者がバス借り上げを行った際、許可証や登録証の提示を求めなかったこと、また、7カ月ぐらいの期間、無資格業者と知らずにバス借り上げ行為が継続して行われたことなどから、安全配慮について十分ではなかったのではないかと思います。児童生徒の父兄及び市民に対する謝罪の観点から市長のご所見をお願いいたします。

次に、河内小学校、佐都小学校、瑞竜小学校の統合問題についてお尋ねいたします。

河内小学校、佐都小学校、瑞竜小学校の現在の児童数はどのくらいなのか。また、5年後の児童数の予測はどのようなものかお尋ねをいたします。

2として、統合までの現在の進捗状況については、先ほどの同僚議員の質問である程度理解いたしました。今までPTA役員や保護者との懇談会をして、今後も保護者との懇談会を推進していくとのご答弁でしたけれども、これまで何回ぐらい懇談会が行われたのか。また、その内容等についてお伺いいたします。

3として、統合の形態が今後どのようなものになるかわかりませんが、仮に3校が機初小学校に統合されると仮定した場合、機初小学校に3校の児童のための統合に必要な教室は確保される

のかどうかお尋ねいたします。

3番目として、常陸太田市木造住宅等建築助成金事業についてご質問をいたします。

第1として、常陸太田市の面積372.01平方キロメートルのうち、森林面積は何平方キロメートルで、市の面積の何%を占めているかお尋ねいたします。また、市の助成金制度は、人工林を対象としておりますので、森林面積のうち何%がスギ、ヒノキなどの人工林なのかお尋ねいたします。

2として、助成金制度が新設された理由は何なのかお尋ねいたします。

3として、助成金制度の交付対象者、そして交付対象住宅、助成金の額についてお尋ねをいたします。

4として、建築数内訳について、平成19年度から平成20年度の申請件数はどのくらいあったのか。次に、建築件数構造別内訳として、平成19年度から平成20年度の木造、鉄骨づくり、その他についてお尋ねをいたします。

次に、地域材住宅助成事業の申請件数について、平成19年度、平成20年度の申請件数と助成事業についてお尋ねいたします。申請率はどのくらいなのか。

次に、申請者の状況についてお尋ねいたします。平成19年度から平成20年度、申請者は何名くらいなのかお尋ねいたします。

最後に、事業実績についてお尋ねをいたします。

平成19年度から平成20年度の助成金額と延べ床面積はどのくらいなのかお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 小中学校のバス借り上げについてのご質問の中で、市長の所見ということでございます。質問の順序とは順番が変わってしまいましたが、ご答弁を申し上げたいと思います。

まず、市長としての所見でございますが、小中学校のバス借り上げについて、市の規定による資格証明書の添付の確認や審査並びに法に定められた資格の確認を怠ったことはまことに遺憾であります。関係職員並びに業者を処分したところであり、今後は市民の安全確保の観点から、適正な事務処理を期するよう徹底を指示したところでございます。

議長（黒沢義久君） 副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） 小中学校のバス借り上げについての資格者チェックについて、私へのご質問にお答えをいたします。

これまでの反省の上に、平成20年度からは適正な審査に努めているところでございます。今後とも審査会において、市規定による資格証明書の添付の確認及び審査並びに法に定められました資格の確認等を適正に審査してまいります。

議長（黒沢義久君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 小中学校のバス借り上げについてお答えを申し上げます。

まず、小中学校のバス借り上げに係るその後の対応ですが、顧問弁護士と相談したところ、業者については、市に損害を与えているわけではなく処分は難しいとの見解でございましたけれども、物品調達等契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置に該当すると判断しまして、2カ月間の指名停止の措置を講じました。また、関係職員については、故意的なものではなく、業務遂行上のミスであるため、処分については考える必要がないとの見解でございましたが、職員処分審査委員会において審議し、資格申請の際、必要となる書類の添付を確認せずに登録決定をした行為について、物品調達等審査会の委員長でございます副市長及び副委員長である総務部長を管理監督者として嚴重注意処分としたところでございます。

また、小中学校に対し、業務委託契約を行う際、市の入札参加資格登録業者から選定するという適切な指導を行わなかった教育次長を、管理監督者として嚴重注意処分をしたところでございます。

さらに、バス借り上げ代金の返還については、委託業者が委託業務を履行されているため借り上げ料を支払ったものであり、返還請求の必要はないとの見解でございましたので、返還を求めないこととしたところでございます。

次に、業者に対する処分の概要でございますが、指名停止理由は、平成19年4月14日から平成19年11月20日までの間、市立小中学校が発注しましたバス借り上げ業務において、旅行業法3条の規定に基づく登録を行っていないにもかかわらず、バス会社へ取り次ぎ業務を行ったことによるものでございまして、期間は平成21年7月1日から平成21年8月31日までの2カ月間とし、市のホームページに掲載したところでございます。

以上です。

議長（黒沢義久君） 教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長（中原一博君） 小中学校のバス借り上げについてお答えいたします。

教育委員会の職員についてでございますが、6月に開催されました市教育委員会定例会において、6月議会の一般質問でございました小中学校のバス借り上げの件について報告させていただきました。また、その席上、今後バス借り上げについて適正に執行することについて、教育委員会事務局の考え方を教育委員に説明し、了解を得たところでございます。

次に、河内小学校、佐都小学校、瑞竜小学校の統合問題についてのご質問にお答えいたします。

まず、児童数の現状と推移についてでございますが、河内小学校の児童数につきましては、現在、1学年2人、2学年4人、3学年6人、4学年9人、5学年9人、6学年15人、計45人であり、5年後の平成26年度には、1学年3人、2学年3人、3学年3人、4学年3人、5学年3人、6学年2人、計17人になる見込みでございます。

佐都小学校の児童数につきましては、現在、1学年14人、2学年11人、3学年6人、4学

年12人、5学年15人、6学年15人、計73人であり、5年後の平成26年度には、1学年6人、2学年7人、3学年7人、4学年7人、5学年7人、6学年13人の計47人になる見込みでございます。

瑞竜小学校の児童数につきましては、現在、1学年11人、2学年9人、3学年9人、4学年8人、5学年9人、6学年9人、計55人であり、5年後の平成26年度には、1学年4人、2学年9人、3学年6人、4学年9人、5学年8人、6学年16人、計52人になる見込みでございます。

このようなことから、ますます減少化が進みますので、この3校について平成20年度から、学校ごとに2回ずつ、PTA役員及び保護者の全員を対象とした懇談会を実施し、保護者のさまざまな意見を聞きながら、統合に向けた理解を得られるよう努めてまいりました。その懇談会の中では、児童数がどんどん減少し、このままでは統合は避けられない、あるいは統合する場合、3校以外の学校との統合は考えられないのか、統合する場合には地元の学校施設を使ってほしい、どんなに小さい学校でも現在の学校を残してほしい、統合すると通学距離が長くなるので、スクールバス等、交通手段を確保してほしい等々のご意見をいただいているところでございます。

平成21年度につきましては、懇談会で出された意見等を踏まえながら、教育委員会内部で事務的な調整を進めており、今後、再度保護者との協議を重ねていく予定でございます。その後、3校合同の保護者懇談会等も行っている予定でございます。

また、保護者との懇談会においては、3校以外の機初小学校や誉田小学校との統合についてもご意見が出ており、これらを含めまして協議し、統合をできるだけ早く、よりよい形で推進してまいりたいと考えております。

次に、仮に3校が機初小学校と統合した場合、現在の機初小学校に必要な教室は確保できるのかというご質問にお答えいたします。

仮に、現在統合したとしまして、4校合計の児童数は、1学年が100人で3学級、2学年が77人で2学級、3学年が93人で3学級、4学年が106人で3学級、5学年が111人で3学級、6学年が135人で4学級、計18学級ですので、現在の機初小学校に必要な教室は確保できる見込みでございます。

議長（黒沢義久君） 産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） 常陸太田市木造住宅建築助成制度についてお答えいたします。

まず1点目の、森林面積等に係るご質問であります。市森林面積は239.07平方キロで、全体面積の64.26%を占め、その69.25%がスギ、ヒノキ等の人工林となっております。

続きまして、この制度の目的であります。林業の振興と地域産業の育成を図るため、住宅等の新築、増築時において、地域産材の活用を推進することを目的とし、制度化をしたものであります。

助成内容といたしましては、市内に自らが居住する住宅、または市内に住所を有する方が、使用する物置等を市内で生産、加工された木材を2分の1以上使用して建築した場合に、住宅に関

しましては、床面積1平方メートルにつき5,000円、物置等につきましては、1平方メートルにつき3,000円を助成するものであります。

なお、住宅については30万円、物置等については15万円の限度額を設けるとともに、市外建築業者が施行した場合は、それぞれの2分の1の額を助成するものであります。

事業実績としましては、当市の住宅分にかかわる建築状況は、平成19年度が新、増築合わせて216件、平成20年度が206件となっており、それを構造別に分けますと、平成19年度につきましては、木造が199件、鉄骨づくりが16件、その他1件、平成20年度は、木造が186件、鉄骨づくりが18件、その他2件となっております。

当制度の利用状況としましては、新、増築合わせて、平成19年度は、住宅19件、8.80%、平成20年度は、住宅20件、9.71%となっております。また、申請者の状況につきましては、平成19年度においては、市内の方が18名、市外から市内への方が1名、県内から市内への方はなしとなっております。平成20年度におきましては、市内の方が16名、市外から市内への方が3名、県外から市内への方は1名となっております。

また、平成19年度の住宅に関する助成金としましては438万円、延べ床面積2,013.44平方メートル、平成20年度の助成金は546万9,000円、延べ床面積2,252.78平方メートルとなっている状況にあります。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 20番小林英機君。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番（小林英機君） ご答弁ありがとうございます。2回目の質問に入ります。

小中学校のバス借上げについては理解をいたしました。

河内小学校、佐都小学校、瑞竜小学校の統合問題についてですが、前教育長、そして現教育長は、1学年の児童数の適正規模は20人から30人と述べられております。私も全く同感であります。統合は児童のための統合でありますので、今後、父兄やPTAの役員との話し合いには、そのことを第一に考えて進めていただきたいと思います。また、5年後に統合問題が再発生するということのないよう要望いたしておきます。

次に、建築助成金ですけれども、常陸太田市木造住宅等建築助成金事業ですが、会派で愛媛県西予市の産材木造住宅建設促進事業を行政視察してまいりました。その関連から2回目の質問をいたします。

第1に、事業主体について。

本市の場合は、助成金交付要綱によれば、市内に自らが居住住宅を新築または増築を行うものとあります。西予市の場合はそれだけではなく、自ら居住するために市内に建設された対象住宅を購入する市民を事業主体に含むとあります。本市の運用状況はどのようなものかお尋ねをいたします。

次に、補助対象住宅について質問をいたします。

本市の場合、新築または増築に用いる木材の量の2分の1が地域材であるのに対しまして、西

予市の場合は、在来工法による住宅で、住宅部分の面積が50平方メートル以上とあります。工法の制限をしなかった本市の理由についてお尋ねいたします。

次に、本市の場合、施工業者は市内の業者に限定しておりません。西予市の場合は、西予市内に住所を有する施工業者により建設される、または建設された住宅と限定をしております。つまり、施工業者を市内の業者に限定しているのです。この制度の目的が、林業の振興等地域産業の育成を図るためとあり、地域産業の育成を図るのは重要な目的の1つであります。その観点から言えば、西予市の場合のほうがより目的に近いと思いますが、ご所見をお願いいたします。

最後に、補助金の算出についてお尋ねをいたします。

本市の場合、建物の床面積1平方メートルにつき500円、限度額30万円とあります。西予市の場合、使用された西予市産材の体積に補助単価1万2,000円を乗じた額で、50万円を上限としております。地域材をどれだけ使用したかの算出ですが、片方は立法メートル、もう一方は平方メートルを単位としております。その理由についてお尋ねをいたします。

以上で第2回目の質問を終わります。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） 2回目のご質問にお答えいたします。

まず1点目の、補助の対象者を市外から当市に住居を構える方についても対象とすべきではないかというご質問であります。当市の制度におきましても、住宅につきましては、市外の方が新たに市内に建築する場合については該当をさせているところでございます。

2点目の、住宅等の建築について、工法の制限がない理由ということでございますが、地域材を2分の1使用して建築する工法としましては、在来の工法が主であるとの考えも持っておりますけれども、他の工法によっても建築資材が2分の1使用される可能性があるものと考えられるため、より広く利用しやすい形をとりまして、制度を設けなかったものでございます。

第3点目の、施工業者を市内の業者に限ってはどうかということでございます。建築される方にとっては、市外の業者に発注する方もおられるため、市民に対する有利性を位置づける観点から2分の1を補助できることとし、より広く利用を促進することとした結果であります。

4点目の、補助額の算出の方法を使用された地域材の体積によってはどうかというご質問にお答えいたします。

当市については、申請時に建築業者作成の木拾い帳を提出していただき、精査をし、助成要件を満たす場合には、延べ床面積に助成単価を乗ずる方式をとっているものであります。近隣において木造住宅建築助成制度を実施している市町村は、常陸大宮市、大子町となっておりますが、助成単価等は異なるものの、延べ床面積を基準にする方法は同様となっております。このことから、近隣に合わせた内容をとらえまして協議をし、決定をした内容でございます。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 20番小林英機君。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番(小林英機君) ご答弁ありがとうございました。3回目の質問をさせていただきます。

先ほどの部長答弁では、市内の業者に限らないということでありましたが、この助成金制度の目的は、家を建てる市民のためのものじゃないんですね。林業保護と地域産業保護というのが大きな目的であります。そういう観点からは、施工業者を市内の業者に限るとしたほうがいいのではないかと思います。

次に、本市の森林面積は、市の面積の64%を占めており、人工林はその70%を占めております。山に対する補助は数多くありますが、木材の利用促進を図るための補助はありませんでした。林業の振興と地域産業の育成を図るため、住宅等建築における地域材の活用を推進する目的の常陸太田市の制度はすぐれた制度であると思います。また、本市は物置にも適用されることになっておりますので評価されると思います。

建築産業の景気低迷の今、この制度はもっと活用されてしかるべきと思います。しかし、この制度を知らない人が多いのも事実であります。そのためには、市民にこの制度があることをもっと周知すべきかと思いますが、その点のご所見をお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

議長(黒沢義久君) 答弁を求めます。産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長(赤須一夫君) 3回目のご質問にお答えいたします。

この制度につきましては、4月と12月に発行されます広報紙及び市ホームページへの掲載、また、市内林業関係者等へのチラシを利用した制度周知を行っているところでございます。しかしながら、議員の発言された内容を解消するに当たりまして、今後の周知のあり方について研究をし、より一層の周知の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。